イ　中小企業に重点を置いた支援策の充実や「福祉」、「教育」及び「医療」から「雇用」への移行推進

企業における障害者の就労支援については、地域の関係機関や地方公共団体等と連携する等、地域全体で取り組むことが必要である。

都道府県労働局が中心となって、障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関や事業主団体、都道府県の障害者雇用対策主管課との連携等を図り、職場実習先の確保や企業見学会等を実施することにより、就労支援機関や医療機関を利用している障害者や特別支援学校の生徒等について、企業等での雇用を促進する。

ウ　障害者雇用の更なる促進のための環境整備

地域の企業の採用ニーズに的確に対応するため、公共職業安定所と障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行うチーム支援、障害者と求人企業が一堂に会する就職面接会、職業準備性を高めることが必要な特別支援学校等を対象に、就職活動や一般雇用に向けた心構え・必要なノウハウ等に関する情報提供等を行う就職ガイダンスの積極的な実施により、公共職業安定所のマッチング機能を強化し、障害者雇用の更なる促進を図る。

エ　障害者の職業能力開発支援の充実

都道府県労働局及び公共職業安定所は、都道府県との連携を一層強化し、効果的な職業訓練の受講あっせんや就職支援に努めるとともに、求人開拓や法定雇用率の達成指導等の機会を捉えて職業訓練ニーズを把握し、都道府県等へ情報提供を行う等、適切な訓練設定の支援を行う。

四　重層的なセーフティネットの構築

(一)　生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進等

ア　生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者数が高止まりの状況にある中、これらの者に対し、これまで一定の成果が上がっている公共職業安定所と地方公共団体が一体となった就労支援を更に進める必要がある。

そのため、福祉事務所に設置する公共職業安定所の常設窓口の増設等により、公共職業安定所と地方公共団体が一体となった就労支援の充実・強化を図る。さらに、生活困窮者に対する相談支援をモデル的に実施する関係機関へ公共職業安定所から巡回相談を実施する等、生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援を推進する。

イ　刑務所出所者等に対する就労支援の充実

刑務所出所者等に対する就労支援は、再犯防止の観点からも重要である。

そのため、公共職業安定所と刑務所・保護観察所等が連携して実施する刑務所出所者等就労支援事業について、職業相談・職業紹介、協力雇用主を対象とした求人開拓、職業訓練等を行うとともに、トライアル雇用奨励金や職場体験講習を積極的に活用するほか、新たに保護観察所等に対する巡回相談を実施することにより、刑務所出所者等に対する就労支援の充実を図る。

(二)　求職者支援制度等による雇用保険を受給できない者のセーフティネットの確保

若者や女性、生活保護受給者等に対する支援や人材確保等の地域における課題に対して、求職者支援制度等を効果的に活用するため、地域ごとの人材ニーズや対象者の特性に応じた訓練コースの設定と対象者への周知にあたり、都道府県労働局及び公共職業安定所と地方公共団体等との更なる連携を図る。また、公共職業安定所は訓練への適切な誘導、あっせんを行うとともに、訓練終了後に安定した就職を実現できるよう、きめ細かな就職支援を実施する。

五　その他

(一)　外国人労働者問題等への適切な対応

ア　外国人の適正な就業の促進

事業主に対する外国人雇用状況届出や雇用管理改善の指導等の徹底、関係機関との連携による不法就労防止に係る指導・啓発を行う。

また、新卒応援ハローワーク内に留学生コーナーを新設し、外国人雇用サービスセンターとともに大学、企業等の関係機関と連携しながら、専門的・技術的分野の外国人材の就職促進を図る。

さらに、日系人集住地域を中心に通訳・相談員等を配置し、マッチングの強化やキャリア形成等を推進するとともに、地方公共団体等の関係機関と連携することにより、効果的な就労準備研修、公共職業訓練等を実施する。

イ　外国人労働者の労働条件の確保

技能実習生を含めた外国人労働者については、労働基準関係法令を周知するとともに、労働基準関係法令違反については監督指導を実施し、その是正を図る。また、外国語によるモデル就業規則を新たに作成・周知し労働条件の確保を図る。

(二)　最低賃金の引上げのための環境整備及び最低賃金の遵守の徹底

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、経営・労務の専門家の派遣等を行うとともに、販路拡大等による賃金の引上げを目指す中小企業団体の取組や、労働能率増進による賃金の引上げを行う中小企業・小規模事業者の取組に対し、助成を行う。

また、最低賃金について幅広い周知・啓発を図るとともに、的確な監督指導を行うことにより、最低賃金の遵守の徹底を図る。

○厚生労働省告示第百二十五号

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条第二項の規定に基づき、平成十三年厚生労働省告示第三号（厚生労働省組織規則第七百九十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が公共職業安定所の出張所の管轄区域を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

表徳島の款小松島の項の次に次のように加える。

牟岐	海部郡

○厚生労働省告示第百二十六号

スポーツ基本法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百二十五号）の施行に伴い、全国障害者スポーツ大会開催規程（平成十三年厚生労働省告示第三百八十五号）は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第百二十七号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行に伴い、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年厚生労働省告示第四百五号）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久